



問 介護保険サービス利用料の全額自己負担について問う

要介護・要支援認定の申請中の方が認定調査を受ける前に亡くなった場合、介護保険法上、要介護・要支援認定の審査判定に必要とされる書類が揃わないことから、認定結果が出ない。そのため、申請日以降に当該申請者が暫定的に介護保険サービスを利用（暫定利用）していた場合、利用料が全額自己負担となるが、津市の考えは。

答 国・県に対し全額自己負担が発生しない仕組みを要望していく

津市では、自己負担が発生しないよう、がんの方など、急速に病状が変化する方については、迅速な認定調査の実施に取り組んでいる。

なお、暫定利用に係る自己負担については、介護保険制度の創設以来、法の規定等に変更はなく、法律や制度上の課題として、基本的には国において対応すべきことであると考えことから、今後、国・県に対し、全額自己負担が発生しないような仕組みの構築について要望していく。

その他の質疑・質問

- 地域の課題の解決方法について
- 若者会議について
- 幼稚園の今後について
- 緊急消防援助隊車両の活用について
- 県外からの受援体制について
- 過去3回発行されたプレミアム付商品券の検証について

緊急消防援助隊車両（拠点機能形成車）



問 小中学校・保育園等の安心安全な給食提供継続のための方策は

東北地方の小中学校で、給食の牛乳を飲んだ後、600人以上の児童生徒が体調不良を訴えた事件が起きた。津市の全ての学校において、学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準に従い「検食」が行われているが、その意義と目的は。

また、余裕ある給食関係職員の適正配置が、安全でおいしい給食を支えていると考えるが、このことについての見解を問う。

答 現場の状況を見て適切な人員配置を行う

検食は、責任者が食品の中に人体に有害と思われる異物の混入はないか、1食分としてそれぞれの食品の量が適切か等を確認することとされており、子どもたちが給食を食べる前に実施することで、その日の給食が子どもたちに提供できるものかを判断するという重要な役割を担っている。

また、津市の小中学校等では、調理員配置基準を設け、各施設の調理食数に応じた人員配置に加え、現場の状況による加配も行い、適切な人員配置に努めている。保育園等においても、施設定員の規模や利用園児、職員の人数等を踏まえ、国が示す基準に沿った人員を配置している。

その他の質疑・質問

- 障がい児が利用可能な支援事業に関して
 - 「放課後等デイサービス」事業について
- 市営住宅の運用に関して
 - エレベーターの設置状況について
 - 「宅配ボックス」の新規設置の考えについて
- 近鉄桃園駅付近における公共自転車等駐車場の整備内容と今後のスケジュールについて

47の給食調理施設のうち32施設に設置されている食器洗浄機。未設置校園への設置が望まれる

